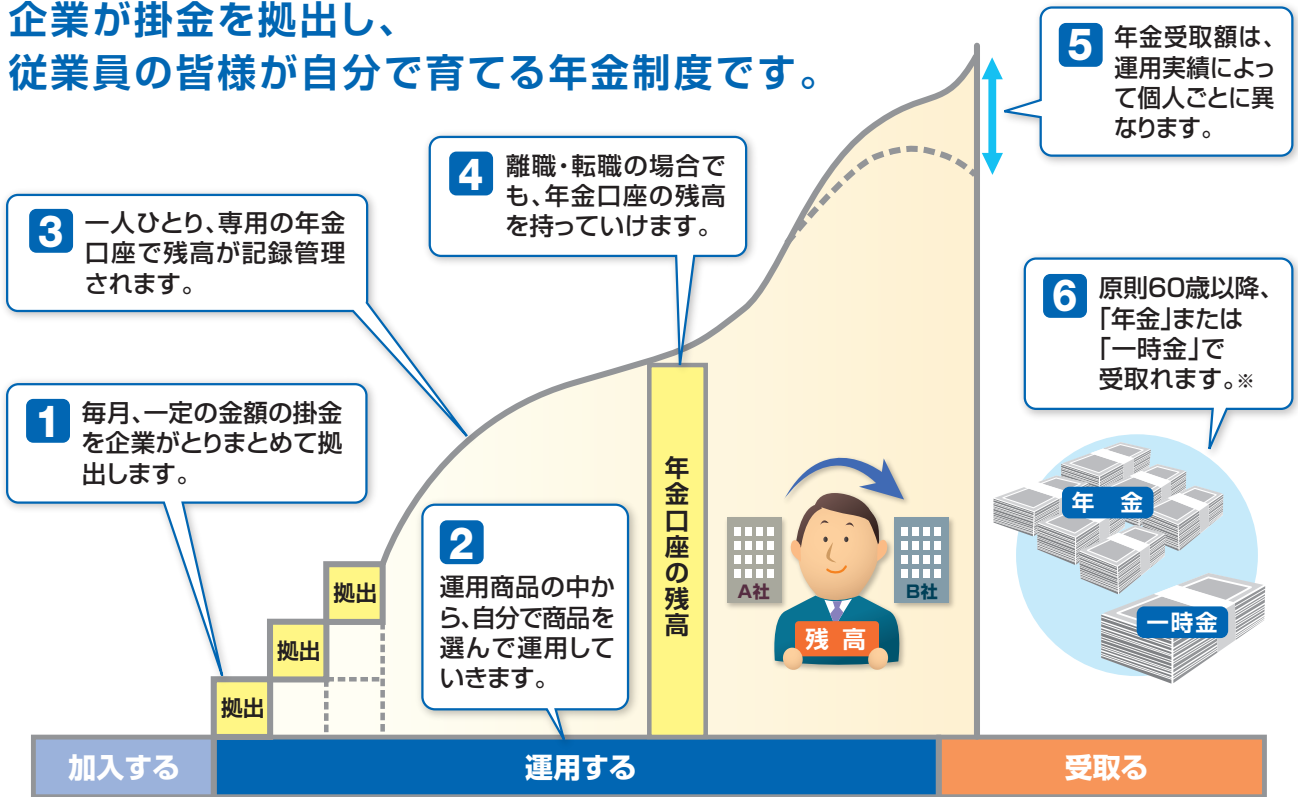


確定拠出年金制度のしくみ 7つのポイント

今までの企業年金は 企業がまとめて運用 → 確定拠出年金は 従業員一人ひとりが運用

企業が掛金を拠出し、
従業員の皆様が自分で育てる年金制度です。



7 税制優遇があります。

- 拠出時**
 - 給与として扱われないため、税金がかかりません。
 - 企業は掛金を全額損金算入できます。
- 運用時**
 - 運用益に対する税金は、運用期間中にはかかりません。
 - *年金資産に対して特別法人税がかかりますが、現在は課税が凍結されています。
- 受給時**
 - 控除が適用され、税金負担が軽くなります。
 - 年金で受取る場合 → 公的年金等控除
 - 一時金で受取る場合 → 退職所得控除

拠出 企業が従業員の年金口座へお金を出して積立てること

運用指図 あらかじめ決められた複数の運用商品の中から投資対象を選び、年金資産を配分して投資運用する指示を行うこと

受給 年金を受取ること

*あらかじめ規約に定めることで、最長65歳まで資格喪失年齢を上げることが可能となります。(＝掛金を最長65歳まで積立てることが可能となります) 但し、その場合受取り開始年齢もそれに応じて上げられることとなります。

確定拠出年金の受け取り

<p>老齢給付金</p> <p>どんなときに? 原則60歳から</p> <p>どんな方法で? 年金 一時金 年金・一時金の併給</p>	<p>障害給付金</p> <p>どんなときに? 加入者等が高度障害者になった場合</p> <p>どんな方法で? 年金 一時金 年金・一時金の併給</p>	<p>死亡一時金</p> <p>どんなときに? 加入者等が死亡した場合</p> <p>どんな方法で? 一時金</p> <p>誰に? 遺族</p>
--	---	---

老齢給付金の受け取りに関しては、加入者等期間により受給開始年齢が変更となる場合があります。詳しくは、「加入者等期間と受給開始年齢の関係」をご覧ください。

加入者等期間と受取開始年齢の関係

加入者等期間	受給開始年齢
10年以上	満60歳
8年以上10年未満	満61歳
6年以上8年未満	満62歳
4年以上6年未満	満63歳
2年以上4年未満	満64歳
1ヶ月以上2年未満	満65歳